

ラハバナ

オファー価格

(表)

注記：

作業量の多さに配慮し、かつ現在のオファーでクライアントが認めた作業工程の必要性と優先性を考慮して、当事者双方は、契約枠組の中で作業工程の実施について協議を行うことができる。その契約枠組では、1年の開始期間において有効な価格と量に関する合意はそのまま、同契約の補足事項を通じて各作業工程の引渡期間の調整が行われる。

これらデジタル・ベースの設置ポイントも当事者双方が署名するサービス契約の中で定められるが、その理由は、都市固形廃棄物の開発研究に関するプロジェクトにおいてハバナ市の自治体地方局の内部で使用されるだけだからである。

クライアントは請負業者による他のサービス提供を要請することができる。その場合、クライアントからの明白な依頼を受けて当事者双方は、それらのサービスについて協議を行う。

サービス・オファーNo.040-11-03

GEOCUBA ラハバナーハバナ市自治体地方局

建設価格指導プロジェクト 2001 (最終版、2000年7月)

第1章：概論

1.1 適用分野

第1条：建設価格体系に関する本指導は、建設における価格・金額の形成方法を明示し、

規制するものである。本指導は、工事の実施に関係して、工事の概念形成・実施段階において取り決められる建設サービス、組立業務、その他の建設関連業務（以降、「建設サービス」と呼ぶ）に関する予算の内容と作成・提示方法を定め、またその利用、分析、承認するための様々な手段を明示する。

1.2 建設価格体系の範囲と内容

第2条：以降、「PRECONS」と呼ぶ建設価格体系は、「建設価格体系に関する本指導」によって規制され、一連の資料によって補完される。それらの資料は、建設業務を見積り、工事の計画作成・管理の基盤となる財源・経費・基準価格を決定するものである。

PRECONSに関する本指導は、以下に示すサブシステムあるいは価格一覧表と資料によって補完される。

- ◆ 変動支出項目の価格サブシステムまたは一覧表
- ◆ 建設価格体系の刊行終了時点での建設資材価格一覧表
- ◆ 労働力時間料金表
- ◆ 建設用機器使用に関する時間経費一覧表
- ◆ 技術－経済指標サブシステム、または一覧表
- ◆ 事前決定された一般工事の単価のサブシステム、または一覧表
- ◆ 変動支出項目の計算に関する予算基準

変動支出項目の価格一覧表には、様々なサブグループに関する前文が記され、また建設資材価格一覧表の一部として、半加工製品および価格規定で考慮される建設製品の役割についても含まれる。

PRECONSのこれらの資料は、建設予算・価格の形成における予算関連資料を作成し、全国でこれらのサービスを認証するために公式に定められた資料である。

第3条：PRECONSの資料の内容は、新しい工事、建造物・モニュメントの修理保全作業

に PRECONS を適用する上で必要なすべての情報を含んでいる。

1.3 建設サービスと価格の一致

第4条：PRECONS の中で管理されている建設価格および PRECONS を通じて形成される価格は、建設サービスのほか請負業者・工事施工者の活動に関する金額、責任のレベル、および現行法に従って工事を正確に施工するための費用に一致する。

第5条：価格に関するサブシステムおよびその他の PRECONS の現行資料は、少なくとも年1回見直しが行われ、必要な改訂が行われる。特定の価格や指標が建設価格一覧表に含まれていない場合、あるいは既存の価格・指標の変更が必要な場合、第9章で規制されている範囲と手続の中で新たな価格・指標が提案され、承認を受けることになる。

第6条：クライアントは、建設作業・サービスの種類、品質、量が契約書に示されているものと異なるのであれば、支払いを行う義務を負わず、その場合施工技術資料に定められた金額だけを支払って施工のやり直しを要求することができる。

第7条：クライアントと請負業者・工事施工者との施工契約に定められた建設業務の範囲を調整・変更する必要がある場合は、追加業務の範囲は、PRECONS に一致して現行の建設単価に沿って決定される。また業務の削減は、契約に明記された建設単価に一致して決定される。PRECONS に定められていない価格を出す必要がある場合は、第9章の規定が実行される。

1.4 専門用語と定義

第8条：本指導の中で使用される専門用語、および本指導にその定義とともに含めるのが適切と考えられる用語については、添付資料 No.1 で詳述する。

第2章：建設サービスの予算決定

2.1 予算決定と予算関係資料

第9条：建設サービスの予算は、クライアントと請負業者／工事施工者あるいは設計者との契約に基づいて建造物を構成する部分、工事対象物、生産設備、その他の部分の建設・組み立てを完了させるために想定されたすべての活動に関する見積結果を表したものである。予算は、常にある期間の枠内に収められる。

契約が署名されると、合意された予算は、契約された工事に関する建設サービスの価格となる。

第10条：建設サービスの予算は、「予算関係資料」と呼ばれる予算のために作成される技術-経済関連の資料一式を通じて決定される。この予算関連資料がカバーする範囲には、工事の対象となる建造物に一致して、また顧客から請求され合意した内容の範囲内で、すべての建設サービス、その他の工事対象物・生産設備の構成要素が含まれる。

予算は、クライアントと請負業者・工事施工者との間で合意された内容に従って、PRECONSの変動支出項目あるいは価格サブシステムを利用して、設計者、クライアントおよび／あるいは請負業者・工事施工者が作成することができる。

予算に示された金額は、エンジニアリング／設計／計画の技術サービスに関する技術資料に定められた必要条件に従って、その該当する技術資料の段階で決定されなければならない。この技術資料は、請負業者・工事施工者が予算関連のオファーを提出し、また建設サービスの契約が実行される作業段階に該当するその他の契約条件が当事者間で設定できるようにするための基盤となるものである。

添付資料 No.3 では、PRECONSの本指導で規制されている内容を理解しやすくするために、建設サービスの一般予算に含まれている予算項目を例示する。

第11条：建設・組立サービスの予算には、生産設備に向けられる投資の設備類、つまり技術設備、規格設備、空調設備、家具、装飾品、その他、投資の初期寄贈物を構成する設

備の金額は含まれず、必要な設置・取付作業のみに関して見積りが行われる。

第 12 条：企画機関のほか、請負業者・工事施工者が予定している業務の範囲内において顧客と合意が成立すれば、建設サービスの予算には、設備、資材など他の予算構成要素を含めることができる。

第 13 条：企画機関による予算関連資料の作成では、予算構成要素は PRECONS に定められた価格と規制事項に基づいて計算され、このとき、業務の完璧な終了および業務の基盤となる目標事項の達成を含めて、建設・製造業務の実行に必要なすべての費用が考慮される。

2.2 予算関連資料の形成と内容、その定義

第 14 条：PRECONS を構成するサブシステム、一覧表、その他の資料は、以下の形式代案の中で適用される。

◆ 計画・設計技術資料の様々な作成段階における予算では、現行の技術資料範囲・内容に関する規制に関係なく、下記の内容が適用される。

技術資料の作成段階	価格のサブシステム
・概念／予備設計	技術－経済指標
・設計原案／主な解決策／基本設計	技術－経済指標／一般工事単位（第 30 条）
・基本エンジニアリング／技術計画	事前決定された特別工事単位（第 31 条／変動支出項目）
・詳細エンジニアリング／実行計画／実行設計	変動支出項目および工事の特別単位

例外的なケースで、かつクライアントと企画機関の間で事前合意が結ばれたのであれば、事前決定された特別工事単位または変動支出項目を利用して、設計原案／主要解決策／基本設計の予算関連資料を作成するという代案を適用することができる。その場合、各サブシステムが要求する詳細の度合と前記の技術資料の段階・種類との不一致に起因して、結果にずれが生じる可能性があることを考慮する。

工事特別単位による詳細エンジニアリング／実行計画／実行設計の段階における予算作成は、クライアントと企画機関との合意が成立した後で必要とされる場合に行われる。

◆ 請負業者／工事施工者からの施工オファーに関する予算作成において、以下の内容が適用される。

オファー段階	価格サブシステム
・設計原案／主な解決策／基本設計に基づくオファー	技術・経済指標または事前決定された一般および／または特別工事単位
・詳細エンジニアリングと実行設計に基づくオファー	事前決定された特別工事単位／変動支出項目

第 15 条：請負業者・工事施工者からのオファーに関する予算は、すべての価格分析を行う上での根拠として役立ち、またクライアントと請負業者・工事施工者が承認する建設サービスの実施契約を形成するものである。

第 16 条：技術資料の各作成段階の予算資料は、以下のような PRECONS のサブシステムと資料によって形成される。

◆ 技術・経済指標の予算は、投資の種類およびクライアントからの関連請求の内容に従って、PRECONS の該当するサブシステムまたは一覧表によって決定される、投資の特徴を表す技術指標および適用される経済指標、および考慮する必要があるその他の側面をもって構成される。これらの予算は、部分的に分離されていたり、工事の一般予算のみであってもよい。

- ◆ あらゆる種類の工事単位と変動支出項目による予算は、次の内容で構成される。
 - ・各々の工事対象物および／または生産グループに関するコード番号、内容説明、測定単位、単価、総額が記された数量の一覧表
 - ・工事全体に関するコード番号、内容説明、測定単位、単価、総額が記された数量の一覧表（情報処理リソースを利用できる場合のみ）
 - ・各々の工事対象物および／または生産設備の総額に関する工事の一般予算。
 - ・個々の工事対象部分と生産設備、さらに工事一般の労働力、資材、建設機器の使用にお

ける基準リソースに関する数量計画。

◆ 前記の予算は、請負業者・工事施工者と顧客との間で合意されたあと、当事者間の取り決めに従ってグループ分けすることができる。

第 17 条：基礎および／または詳細エンジニアリング、技術および／または実施計画、基本および／または実施設計の技術資料に基づいて計算された数量一覧表は、施工予定の作業に関する報告を含み、作業のコード番号、PRECONS の該当する資料・一覧表に類似する内容説明、測定単位および数量が明示される。

一覧表自体には、仕様明細に基づく供給物として扱われるのであれば、製品と資材もその識別コード番号、内容説明、測定単位および数量とともに記載され、関係する変動支出項目のコード番号が明示される。

第 18 条：個々の工事対象物および／または生産設備に関する予算は、数量一覧表から作成される。それらの一覧表には、工事対象物および／または生産設備の段階ごとにグループ分けされる建設サービスの実施に必要なすべての建設価格が記載される。

第 19 条：各々の予算は、該当する建設価格の分類構成になるよう作成される。変動支出項目による予算の場合、サブグループと段階ごとの小計が含まれる。

第 20 条：作成されるあらゆる形式の予算は、使用される個々の価格の中に、第 16 条に示された情報を含まなければならない。

第 21 条：工事の一般予算は、工事を構成するすべての、かつ個々の工事対象物と生産設備の全予算の金額から生じるものである。したがって一般予算には、すべての工事対象物と生産設備に関して、そのコード番号、内容説明および合計金額を示した報告が記される。また工事一般予算には、添付資料 3 に示されるように、その他の独立した予算も含まれる。

工事一般予算には、場合によっては企画機関または請負業者・工事施工者によって作成さ

れた説明報告が記載される。その報告には、PRECONSの現行版に公示されている内容に関連して、建設価格体系の規定および建設省と財務・価格省がその権限に基づいて特別に認可するその他の規定の範囲内において、予算形成の最も重要な側面、および予算の構成要素に関して行われた変更事項、および予算の書式化について説明がなされ、また予算をよりよく理解し、その監査を容易にするためのすべての詳細が記される。

第 22 条：数量計画は、工事単位または変動支出項目の数量一覧表に、該当する価格・予算規則を適用して作成され、合計数量のほか、資材、労働力および建設機材の作業時間で区別された数量の詳細が示される。数量計画は、工事に含まれる個々の工事対象物または生産設備ごとに、また工事全体に関して作成される。

第 23 条：予算の計算は、オファーの予算を含めて、手作業で、またはソフトウェアを使用して行うことができる。

2.3 閉鎖・固定価格による予算金額の決定

第 24 条：本指導では、閉鎖・固定価格形式を適用して建設サービスの価格を定めることを認めている。

第 25 条：閉鎖・固定価格は、請負業者・工事施工者およびクライアントが、定められた形式で建設サービスの範囲と施工期間を確実に判断することができ、実質的な変更の発生が予想されないような状況において適用され、そのような変更が生じた場合には、変更を実施する前に、価格と期間について合意を結ばなければならない。また契約において合意される費用、利益、リスクまたは不測の事態が信用のおける方法で見積もることができる状況においても適用される。

合意された建設サービスの閉鎖・固定価格を当事者双方が容認すれば、請負業者・工事施工者は、全面的には正当化されない追加支払いを一切求めることなく、契約の中で決められた条件のもとで、契約された建設サービスを引き渡す。

特別なケースとして、閉鎖・固定価格は、設計原案／主な解決策の段階に基づいて、クライアントと請負業者・工事施工者の間で決定することができる。

第 26 条：この方法による建設サービスの予算では、クライアントが予算の見直しを行い、それらを容認する、または、期待される建設サービスの実行を保証するために分析を行って、請負業者・工事施工者との間で変更の調整を提案できるようにするため、その内容を十分明確に提示する。

第 3 章：建設指標・価格の内容。単価の決定

第 27 条：PRECONS の建設単価は、建設サービスの予算を形成する単位として使用されるものである。建設単価には、技術－経済指標、工事単価および変動支出項目がある。

第 28 条：サブシステムつまり変動支出項目による価格一覧表は、建設価格体系（PRECONS）全体の基盤となるものである。変動支出項目による建設価格は、工事単位の価格と技術－経済指標の価格を集団ごとに形成する基盤となる。

第 29 条：技術－経済指標は、同類のパラメーターつまり対象物の種類、投資、あるいはその部分の特徴付けるパラメーターに基づいて定められ、例えば、対象物つまり設備の平方メートル当たり、生産・業務単位当たりなど、より一般的な指標を形成する。技術－経済指標は、工事単位および／または変動支出項目を適用して得られる予算金額の集団から得られる。

第 30 条：一般工事単位は、水力や電力の出力など、工事の様々な活動・部分に関して設定される技術－経済指標である。一般工事単位の特徴は、事前決定された工事単位または特別工事単位のレベルを上回る付加レベルにあり、同工事単位は、事前決定または特別工事単位あるいは変動支出項目の集団から得られる。

第 31 条：事前決定または特別工事単位は、建設価格を形成する上で、ひとつまたは複数の変動支出項目で構成され、またはそれらの項目が付加される。

事前決定工事単位は、その構成要素がサブシステム一覧表で公式に設定されている工事単位である。

特別工事単位は、特別変動支出項目、および適用される工事に関して該当する財源を付加して形成される工事単位である。

第 32 条：PRECONS に定められた計算方法に基づいて出された建設価格は、国内で有効な建設関連法規・技術手法、およびサブグループの前文に定められた適用範囲に基づいて施工される建設・組立作業に必要なすべての経費を含んでいる。

第 33 条：投資の機器類が関係する変動支出項目による価格システムのサブグループは、次のように分類される。

- ・サブグループ 10 建造物内部での垂直運搬
- ・サブグループ 19 静的機器の組み立て
- ・サブグループ 20 動的機器の組み立て
- ・サブグループ 21 家具と規格機器の組み立て
- ・サブグループ 25 基本的な電気機器（グループ 2 を除く）
- ・サブグループ 33 エアコン
- ・サブグループ 43 電気通信
- ・サブグループ 44 無線通信の外部設備

第 34 条：個々の変動支出項目の価格・予算規則には、資材、労働力、および機器類の使用に関する物的数量が含まれる。それらの数量は、資材消費、労働力と建設機材使用の効率に関する国内の現行法規に従って変動支出項目の測定単位を実行する上で、建設・組立の生産要因となる。

第 35 条：変動支出項目の金額・価格は、次の要素で構成される。

- ・資材、労働力、機器類の使用、補助的手段、小資材に関する直接費

- ・工事と事業者の間接費
- ・利益
- ◆ 変動支出項目の価格には、次の項目は含まれない。
 - ・一時的な設備
 - ・輸送・銀行・保険関連の費用、その他の付加的費用
 - ・税金、出資金、手数料の支払い、その他 1999 年 1 月 1 日から施行された法律に規定されている支払い。
 - ・不測の事態

これら個々の構成要素つまり項目の内容に関しては、第 4、5、6 章で詳述する。

第 36 条：新しい技術・材料・建設機材の導入によって、変動支出項目に新たな建設価格を形成する必要があることがある。これについては、PRECONS の本指導を構成する方法に基づいて特別建設価格を形成する。

第 37 条：特別価格の提案は、当事者から国の建設・組立に関する価格管理統轄機関である建設省へ提示されなければならない。それらの提案は、建設省から承認されるまで実用できない。承認された特別価格は暫定的な性格を持ち、1 年間公示される。

第 38 条：承認された特別価格は、頻繁に使用されたり、一般化するのが適切と判断されるようであれば、様々なクライアント、企画機関、請負業者・工事施工者からの意見を分析した上で、建設省と財務・価格省から提案され、PRECONS に組み込まれる。

第 39 条：財務・価格省の承認を受ける新しい単価と建設指標、および PRECONS のその他の資料は、建設省が発行する定期的な改訂版を通じて、第 12 章で規制されている方法で普及させられる。

第 4 章：建設単価を構成する項目の内容

第 40 条：PRECONS の変動支出項目を構成する直接・間接費の項目内容は、次の前提に

基づくものである。

- ◆ 給与表と建設機材の時間費用。これらは、労働力時間料金・建設機材使用の時間費用に関する一覧表に定められた料金の枠内に入る金額であり、それらの一覧表には、税金、特別認可による昇給、年功、有給休暇、および社会保障に関する現行規定と財務・価格省から明確に認可された規定が記載される。
- ◆ 資材。資材についてはその購入費を考慮する。輸入資材については、倉庫から出される時点での納入業者の価格を考慮する。
- ◆ 間接費。間接費は、間接費に適用される係数に基づいて計算される。間接費用係数を添付資料 No.2 に明示する。

第 41 条：「資材直接費」の項目には次の内容が含まれる。

- ◆ 設置資材：工事全体を構成する資材。例：石、コンクリート、鉄骨、ケーブル、配管など。
- ◆ 補助資材：工事中に使用され、工事の一部を構成する資材。例：木材、コンクリートを流し込む型枠など。
- ◆ 補足資材：工事の品質に影響をおよぼす添加剤その他の材料で、工事におけるその使用は目に見えない。
- ◆ 半加工資材：部分的に加工された状態で工事現場へ到着する資材
- ◆ プレハブ資材：完全に製造され、その設置後に個々の本質が失われない資材。例：コンクリートプレハブ資材、木工資材など。
- ◆ 資材に関して規定された設置工程での目減りの割合は、各々の資材に関する前文の中で定められた内容に従う。
- ◆ 工事中にコンクリートの準備で使用される水の消費経費

この項目には、すべての購入資材の建設・組立価格および請負業者・工事施工者とクライアントの卸値での生産価格を構成するすべての供給物が含まれ、該当する割増金と販売マージンは含まれない。

第 42 条：供給物価格とは、製品、資材、プレハブ資材、あるいは納入業者の倉庫から出されて引き渡しの状態にあるその他の供給物に関する測定単位当たりの価格を意味し、工

事現場までの輸送費はこの価格に含まれない。

第 43 条：供給物とは、建設・組立価格を構成する製品や資材の供給物であり、PRECONS の中では次の 2 つの形式で考慮されている。

- ◆ 関連供給物と呼ばれる価格・予算規則の中に入るもの。これらは変動支出項目の価格の中で考慮される。
- ◆ 価格基準の中に入らないもの。したがって変動支出項目の価格にも含まれない。これらは、仕様に基づく供給物と呼ばれる。

第 44 条：変動支出項目の価格一覧表では、次の 2 つの選択肢が考慮される。

- ◆ 合計価格：PRECONS 版の閉鎖価格で、すべての関連供給物を含む。
- ◆ 無供給物価格：供給物価格を全く含まず、労働力と機器使用の PRECONS 価格だけを考慮する。

第 45 条：PRECONS の中で明示された関連供給物は、建設で使用される製品の代表的選択に合致するものである。

第 46 条：「労働力の直接費」の項目には、給与の概念によって、また税金・特別認可による昇給・年功・有給休暇・社会保障に関する現行規定、および現行法に従って財務・価格省から明確に認可された規定によって、建設・組立作業つまり建造物の建設業務の実施に携わる職員が関係するすべての費用で、価格・予算基準に記載されている費用が含まれる。

第 47 条：「補助手段と小資材」の項目には、ある割合価格によって決定され、完全直接費で構成されるべき費用が含まれる。この割合価格は、個々で定量化できない費用で、かつ価格の構造化を容易にするため、この方法で見積もられる少額の費用をまとめるものである。これらの費用には、建設価格に関係する小資材、器具、補助機器、間接的労働力、補助システム、その他これらに類するものの価格低下のほか、建設価格を構成し、直接費に組み込むべき定量化できない少量の資材が含まれる。

第 48 条：「建設機材の使用に関する直接費」の項目には、次の費用が含まれる。

- ◆ 建設機材の燃料、潤滑油、電力
- ◆ 建設機材の操縦者と助手である正規乗務員の給与と割増金・社会保障費・税金、現行法規に基づいて職員が付加的に受け取るすべての支払額
- ◆ 有効寿命に基づく、減価償却し得る金額に従っての、代表的な建設機材の各料金表における時間あたりの減価償却
- ◆ 修理と保全。建設機器の修理と保全作業に関する給与、その割増金と税金、部品、材料、バッテリー、その他の消費財、その他のあらゆる関連費用を含む。
- ◆ 建設機材に必要なタイヤ
- ◆ 建設機材の保険
- ◆ 資金利用に対する利子
- ◆ 税金その他。陸上輸送税、そのほか特定の活動と建設機材に伴う費用

建設機材を工事現場まで輸送する場合は、その移動および現場で使用できる状態にするための組み立てを含まない。

建設機材の分解費用も含まれない。

すべての建設機材に関して、その基地から工事現場までの移動および基地までの帰還は、独立予算「その他の付加的費用」を通じて定量化される。その独立予算には、移動のために他の支援機材を必要としない建設機材および必要とする建設機材に関して、移動行程に関係するすべての費用が含まれる。

第 49 条：「工事と事業者の間接費」の項目には、特に次の費用が含まれる。

- ◆ 行われた建設業務に関する品質試験。人件費、材料費、第三者のサービス費が含まれる。
- ◆ 建設価格の中で考慮されなかった場合に限り、酸素、アセチレン、黄麻布など、工事全体に共通して使用される様々な道具、材料、製品
- ◆ 資材関連の直接費に含まれない、建設の製造工程に関する目減り
- ◆ 見取り図の移し描き。材料費、専門職員の費用、人件費、現場での建設機器の使用費を含む。

- ◆ 建設・組立用資材と建設現場で組み立てる機器類に関して、距離で 150m、高さで 40m まで、あらゆる手段による水平・垂直移動の費用。クレーン、トラック、ウインチ、貨車・トロッキなど、必要な機器の費用のほか、必要な職員の給与（割増金を含む）に関する費用を含む。前記の最大距離・高さに関して、請負業者・工事施工者は、追加費用が発生した場合、独立予算を通じてそれらの費用を確立させる。
- ◆ 建設・組立資材と現場で組み立てる機器の積荷・荷下ろし。荷下ろしに対して支払われる給与が、現行の割り増し料金と荷下ろし作業に必要な機器（フォークリフト、クレーンなど）とともに含まれる。
- ◆ 建設・組立資材の倉庫保管。給与、税金、作業に当たる職員に関するその他の費用、使用される事務用資材、使用機器の価格低下、倉庫保管で発生する目減り、工事現場での操作に関する費用が含まれる。
- ◆ 見取り図移し描きの柵の建設。資材費、人件費、その他の費用が含まれる。
- ◆ 工事施工中に発生した建設機械の停止
- ◆ 工事に共通して使用される他の建設機器の修理・保全
- ◆ 動員、ライセンス、出産育児のほか、請負業者・工事施工者が、取り決め内容に基づいて、その財源でまかなわねばならないその他の事項に対して支払われる給与
- ◆ 工事のために作成された計画に基づく作業保護と作業衛生に関する費用。職員の保護手段、給与、資材に関する費用のほか、ネット、手すりなど、全体的な保護手段の設置・取り外しに関係する費用を含む。
- ◆ 工事現場への資材の引き渡しに関する営業・調整費用。輸送、通信、給与、事務用資材、その他、この作業の責任者に関して必要な費用を含む。
- ◆ 専門的準備とオファー作成に関する費用。給与、税金、この業務の責任者に関するその他の費用、物品費、使用される事務処理・計算・通信・輸送手段に関する費用、食費が含まれる。
- ◆ 製造活動、経済活動および保険の管理・運営・指導に関する費用。給与、作業と社会保障の割増金、税金、通信費、輸送費、法定手続費、この業務で使用され、工事・事業者の一般費用を形成する機器・家具・備品・建造物の価格低下と保全費用を含む。
- ◆ 現行料金に基づく電気・通信費。無線設備のほか、工事関連業務で使用される手段の費用を含む。
- ◆ 水。コンクリートの準備に使用される水は除く。

- ◆ 工事現場の清掃に関連する費用。清掃に関連する輸送費は除く。

第5章：建設価格に含まれない費目

5.1 費目

第50条：変動支出項目を構成する費目の一覧には、供給品の輸送費、臨時設備に関わる費用、建設保険料、銀行への支払費用、不測の出費、分担金、出資金、法定料金、税金、その他支払金及び、その他建設価格体系（PRECONS）で特定されている付加的な費用は含まれない。また、建設工事が行われている間に発生するもので、クライアントが認める付加的な費用も含まれない。これらの費用については、以下に詳細が述べられている方法で考慮されなければならないものとする。

上記すべての費目はクライアントとの間で取り決められるものとし、各費目は独立予算によって見積られなければならない。いずれの場合も、独立予算は5.2節で示されている通り、上限が制限される。

第51条：「臨時設備」とは建設工事を実施するために必要となる仮の建物や設備を意味し、以下のようなものが含まれる。

- ◆ 資材倉庫
- ◆ 道具倉庫
- ◆ 投資に該当しない建設現場の作業場
- ◆ 水道、電気、下水及びその他建設工事の実施に必要な網状組織
- ◆ トイレ、ロッカー
- ◆ 調理場、食堂
- ◆ 建設請負業者事務所
- ◆ 建設工事現場へのアクセス路及びエリア内交通路
- ◆ 囲い、守衛所

建設工事の性格に基づき、工事の企画書に相当する計画書や技術文書によって臨時設備を

特定することができるものとする。

以下に示す設備や建物は臨時設備とは見なされない。

- ◆ プレミキシングやプレハブ用プラント、溶接場、鋼鉄の加工場、大工作業場及びその他類似の作業場などの工業設備
- ◆ 寝室や食堂、調理場、トイレ、ロッカー、遊技スペース、アクセス路、エリア内交通路を備えた労働者が休息するための建物

上記の建物及び設備は投資に含まれると見なされるため、現行の手続きに従って取り扱われるものとする。

第 52 条：「供給品の輸送費」には、規定に基づき建設請負業者が供給者に追加料金を支払う場合、これが該当する。また、契約書で取り決められた倉庫あるいは供給品の受取り所から建設工事現場までの距離を超えて供給品を輸送する場合、これにかかる超過分輸送費についても考慮されなければならないものとする。その場合は財務価格省によって承認されている現行の輸送料金及び輸送規定が適応されるが、これらは使用される輸送手段（自動車、鉄道、海上輸送及び航空輸送）と積荷の分類別に取り決められている。

第 53 条：予算には次に述べるものの輸送費が含まれるものとする。あらゆる国内調達品及び輸入品、関連供給品、特定供給品、燃料、道具類及びその他請負業者が投入するもの、作業実施の対象となる機材、ハイテク装置、設備。これらの輸送費は以下に基づき考慮されなければならない。

- ◆ 企画機関が作成する予算においては、クライアントにとって重要なものについて見積りを行うこと。
- ◆ 建設請負業者の見積りにおいては、関係当事者が合意に達することが建設請負業者の義務であり責任である。

第 54 条：クライアントは企画機関及び建設請負業者との間で供給品の納品場所・届け先を取り決めるものとする。これは企画機関が技術文書を作成するために必要であり、また、建設請負業者が見積り書を作成するために必要である。また、供給品の納品場所・届け先

を取り決めないのであれば、企画機関及び建設請負業者による見積りについて合意するものとする。

第 55 条：機材、ハイテク装置、設備を井戸や坑道へ移動するためにかかる費用は、供給品の輸送に関わる予算額には含まれていない。そのためこれらの移動費用をカバーするために、関連する変動支出項目の予算に 2%の追加金を加算するものとする。ただし、このような移動にかかる費用がすでに盛り込まれている変動支出項目に関しては、この計算は適用されない。

第 56 条：「その他付加的な費用」には、建設業務の実施にかかる特定条件に基づく費用を建設請負業者が負担する場合、これが該当するが、以下のものが含まれる。

- ◆ 建設機材の移動、取付け及び分解にかかる費用
- ◆ 該当する規定に基づいて建設工事エリアへ人員を毎日輸送する費用
- ◆ 許可された人員、休暇中の人員の交通費及び食費。それぞれ該当する規定による。
- ◆ 関係当事者が合意し、建設工事实施計画に基づき規定された宿泊施設にかかる諸経費。これは宿泊者の数に応じ変化するもので、以下の項目が含まれる：食糧補給費、生活環境費、施設の活動に関連する人件費と税金、清掃費、警備費、経常修繕費、水道代、電気代、医療費、施設の減価償却費、その他関係当事者が取り決める特定の経費
- ◆ 警備費及び安全対策費
- ◆ その他以下の輸送費：水を供給する水道網や設備がなく、水を輸送することが必要な小島及びその他の場所への水の輸送費、余った資材や廃棄物、がれき及び工事現場の清掃と関連するあらゆるものの輸送
- ◆ その他建設工事の実施に関わる特定の費用でクライアントと建設請負業者が合意したもの

第 57 条：「銀行への支払費用」とは、該当する金額に対し取り決められた支払方法と期限に基づき銀行に支払う利息とその他の費用を指す。

第 58 条：「保険料」とは、他の費目に含まれなかったあらゆる種類の保険にかかる費用を指す。保険は規定されている責任、保険料及びその他、建設サービスを実施するために

関係当事者間が契約書において合意した事項に基づき決定される。

第 59 条：「不測の出費」には、以下に述べる事項と関連して偶発的に発生する費用の全額または一部を含めることが可能であるが、含めることができるかどうかは、建設サービス及び建設工事の契約を締結した時に存在した条件と定義による。

- ◆ 価格、費用、工事実施期間、作業効率の見積りにおけるリスク、予算・見積りの作成におけるリスク
- ◆ 資材の購入価格や人件費、時間当たり設備使用費の変動
- ◆ その他特定の条件及び建設サービスの契約締結時に正確に予測することができなかった条件

第 60 条：「分担金、出資金、法定料金、税金及びその他支払金」には、1999 年 1 月 1 日に発効した現行の法律に従い、分担金、出資金、法定料金、税金及びその他支払金が支払われる際に建設請負業者が負担する経費で、他の費目に含まれていないものが該当する。

5.2 独立予算を見積るための制限

第 61 条：独立予算額は、建設価格を構成する可変費用の合計金額に対して設定されている比率の制限を超えるものであってはならない。比率は以下に示されている通りである。

(表)

臨時設備にかかる独立予算の見積りに当っては、臨時設備が建設や取付け作業を必要とするものである場合、適用される価格は建設価格体系 (PRECONS) で定められている価格とする。

臨時設備として有形固定資産 (コンテナ、キャラバン等) を利用する場合、臨時設備にかかる独立予算の見積りは、建設工事が行われている期間、該当する規定に基づきそれらの資産に見合った減価償却を適用して算出されるものとする。同様に、それらの資産の使用・運用に関わる経常費も独立予算の見積りに盛り込むものとする。

臨時設備独立予算
Presupuesto Independiente de Facilidades Temporales

建設工事及び作業の種類

Grupos de obra y actividades	%
住居 Viviendas	3
工業施設 Industriales	4
教育施設 Educativas	3
医療施設 Salud	3
その他建物 Otras Edificaciones	3
道路 Viales	2
鉄道 Vías Férreas	2
水利設備 Hidráulicas	4
水道施設 Hidrológicas	2
海上施設 Marítimas	3
浚渫 Dragado	3
地下工事 Obras Subterráneas	2
通信網 Redes de Comunicaciones	2
八行機設置取付 修理・メンテナンス Montaje de Equipos Tecnológicos	6
Reparación y Mantenimiento	1

Para el cálculo del presupuesto independiente de Facilidades Temporales, cuando sea necesario para ellas la ejecución de trabajos de Construcción y Montaje, los precios a utilizar serán los del PRECONS.

Cuando para las Facilidades Temporales se utilicen activos fijos tangibles de la entidad (contenedores, caravanas, etc.), el Presupuesto Independiente de Facilidades Temporales se calculará aplicando la amortización (depreciación) correspondiente a los mismos, según lo regulado al respecto por el período de ejecución de la obra, así como los gastos corrientes relacionados con el uso y explotación de éstos.

Para los siguientes presupuestos independientes y los conceptos que se señalan, las magnitudes totales sumadas de todos ellos, no podrán sobrepasar el límite del 12% sobre el Precio Total por renglones variantes de las partidas que forman parte de los precios de la construcción de la obra.

Presupuesto Independiente de Otros Gastos adicionales

- trasladados, montajes y desmontajes de los equipos de construcción.
- transporte de personal diario al área de la obra, según lo regulado al respecto;
- gastos de albergamiento, según lo señalado en el Artículo 56;
- servicios de vigilancia y seguridad;
- otros gastos de transporte de: agua a los cayos y otros lugares donde no existan redes o instalaciones que aseguren el abasto de agua y sea necesario su transportación. Material sobrante, desechos, escombros y todo lo relacionado con la limpieza de la obra;
- gastos adicionales por transferencia horizontal y vertical, según lo indicado en el artículo 49;

15

以下に示されている独立予算及び項目に関しては、すべての予算の合計額が建設価格を構成する変動支出項目の合計金額の12%を超えてはならないものとする。

その他付加的な費用の独立予算

- ◆ 建設機材の移動、取付け及び分解にかかる費用の予算
- ◆ 該当する規定に基づいて、建設工事エリアへ人員を毎日輸送する費用の予算
- ◆ 第56条における規定に基づいた宿泊施設にかかる諸経費の予算
- ◆ 警備費及び安全対策費予算
- ◆ その他以下の輸送費にかかる予算：水を供給する水道網や設備がなく、水を輸送することが必要な小島及びその他の場所への水の輸送。余った資材や廃棄物、がれき及び工事現場の清掃と関連するあらゆるものの輸送
- ◆ 第49条における規定に基づく、水平的及び垂直的移動による追加的な費用にかかる予算。
- ◆ 建設工事の実施において発生する他の特定の費用で、クライアントと建設請負業者の間で合意された費用にかかる予算

銀行への支払費用独立予算

該当する比率に応じて取り決められた支払方法と期限に基づき銀行に支払う利息とその他の費用にかかる予算。

不測の出費にかかる独立予算

- ◆ 費用、工事期間、作業効率の見積りにおけるリスク、予算・見積りの作成におけるリスクにかかる予算
- ◆ 供給品の購入価格及び時間当たり設備使用費の変動にかかる予算。こうした偶発的な出費にかかる予算額に関しては、関係当事者間で合意されるものとし、変動パーセンテージを費用に設定するか、または、大きな価格変動が発生した場合は契約を再交渉するものとする。
- ◆ その他特定の条件及び建設サービスの契約締結時に正確に予測することができなかつ

た条件にかかる予算

その他の独立予算

1999年1月1日に発効した現行の法律に従い、分担金、出資金、法定料金、税金及びその他支払金が支払われる際に、建設請負業者が負担する経費で、他の費目及び独立予算に含まれていないものにかかる予算

建設工事の性格により、独立予算及び工事・事業の間接費用に対して設けられている制限を超える必要がある場合は、事前に関係当事者が合意した上でこれらが帰属する機関が、制限を超える必要性の根拠となる規準を書面によって建設省に提出するものとする。これを受けて建設省はあらゆる要素を検討し、書面を受理した日から30日以内に見解を表明するものとする。関係当事者の間に合意がない場合は、各場合に応じて示されているパーセンテージが予算の上限となる。

パーセンテージによる制限の適用が除外されるもの

- ◆ 供給品の輸送費（第52条及び第53条の規定に基づく）
- ◆ 許可されている人員及び休暇中の人員の交通費及び食費
- ◆ 保険
- ◆ 「その他の独立予算」で規定されている分担金、出資金、法定料金、税金及びその他支払金

第6章：利益

第62条：利益とは、建設請負業者が事業の実施において責任を負っている建設サービス及びその他の作業・活動を行うことにより獲得するもうけを指す。

第63条：利益マージンは加工費の20%とする。加工費は総費用から原材料と資材にかかる費用を差し引いたものである。

第7章：建設サービス及びその他取り決められた作業の保証書について

第64条：建設工事保証書とは、実施された建設作業及び取付け作業を測定し、然るべく評価した結果、建設請負業者が作成する書類である。建設工事保証書にはまた、供給品の輸送費、臨時設備費用、銀行への支払費用、保険料、不測の出費、分担金、出資金、法定料金、税金及びその他支払金が記載されるものとする。同様に、建設価格体系 (PRECONS) で特定されている付加的な費用で、契約書においてクライアントと合意した費用も記載されるものとする。また、建設工事保証書には以下のデータが記載されることが義務付けられている。

- ◆ 建設請負会社及び実施費用の名称とコード番号
- ◆ 保証される建設工事及び工事の対象である建造物の名称とコード番号
- ◆ クライアントの名称とコード番号
- ◆ 保証書の有効期限
- ◆ 該当する権限を持った建設請負業者代表者による承認。氏名、署名及び刻印があること。
- ◆ 該当する権限を持ったクライアント代表者による承認。氏名、署名及び刻印があること。
- ◆ 保証書の発行日

第65条：保証方法は契約書において取り決められるものとするが、契約書において見積られ、合意された内容と、保証されている内容及び実際に実施された内容を比較することにより会計監査を行うことが可能なものでなければならない。

第8章：大手総合建設業者の業務の評価と実施、並びに、大手総合建設業者と下請け業者との関係について

第66条：建設工事の必要上、請負業者1社以上の参加を要求することも可能であるし、また、請負業者1社あるいは独立組織が大手総合建設業者の役割を果すことも可能である。また、クライアントは、大手総合建設業者の責任において工事の実施に関わる他のサービスを含めることを任せる、あるいは合意することも可能である。クライアントからの要望

によって大手総合建設業者がこのような任務を担う場合、任務は契約によって取り決められるものとし、その対価は現行の企画サービス価格公式法における規定を適用し決定されるものとする。

第9章：建設価格及び建設指標の形式と変更手続きについて

第67条：以下で述べる手続きは、クライアントや企画機関、建設請負業者が建設にかかる特定の新価格や指標の申請を該当する変更と共に建設省へ提出する場合に適用されるものであるが、企画機関及び建設請負業者の場合は、これに関してクライアントと合意に達しているかどうかを表示するものとする。これは建設省による評価と後の承認に必要な手続きであるが、また、承認されなかった場合には異議申立てを行うために必要でもある。

建設省は申請が提出されてから30日以内に、変更及び新価格についての分析を行い見解を表明するものとする。

第68条：可変費用に関しては、以下に示す内容と形式を備えた見積書を提出する。

- ・建設価格体系及びその記述の中で分類されている作業の種類：変動支出項目に関しては、対応する作業が分類される大グループ、中グループ、小グループとその内容を示す。見積り書の裏面に実行する作業の内容が詳細に説明されていること。
- ・資材：各資材はコード番号を付けて記し、詳細な内容の記述、計量単位、対応する作業を一単位行うために投入されるキロ表示による重さと量を記載する。
- ・人件費：各職務はコード番号を付けて記し、詳細な内容の記述と、対応する作業を一単位行うために必要な1人当たり労働時間数を記載する。記載する1人当たり労働時間数は必ず、建設省が定める建設サービスを実施するための現行の労働基準によって保護されている範囲内になければならない。また新しい技術のために定めがない場合は、技術の製造者が作成した規準または申請団体・組織が実施した論理的調査によって定められた範囲内になければならないものとする。
- ・建設設備：各建設設備はコード番号を付けて記し、詳細な内容の記述と対応する作業を1単位実施するために必要な1台当たり稼働時間数を記載する。記載する1台当たり稼働時間数は必ず、国内で有効な建設作業を実施するための使用効率基準によって定められた

範囲内でなければならないものとする。定めがない場合は、承認された団体・組織が規定する規準の範囲内とするか、あるいはハイテク装置の場合は、製造者が作成した規格または申請団体・組織によって実施された論理的調査によって定められた規準の範囲内になければならないものとする。

各ケースに応じて、申請価格と合意が得られているどうかを表示すると共に、申請者や合意している団体や個人の名称も表示する。

第 69 条：あらかじめ決定された作業単位に関しては、変動支出項目、供給品及び作業単位を構成するその他の要素について、その根拠を提示する。使用される各資材に関しては、コード番号、詳細な内容の記述、計量単位、該当する作業を一単位実施するために投入されるキロ表示の重さと量が記載されることとする。新たな変動支出項目の場合は、補足的に前項で定められているところを遵守するものとする。

第 70 条：技術的経済的指標及び一般的な作業単位に関しては、様々な構成要素とそれらの根拠となる技術的経済的調査書を提出するものとする。

第 10 章：PRECONS（建設価格体系）の解釈とその適用に関する異議申立て

第 71 条：いかなる部分においてであろうと建設価格体系（PRECONS）において提示されている価格に関して、解明や補足的な勧告が必要とされる場合は、正しく理解され適用されるために、建設省が書面で説明及び追加的解釈を行うものとする。

第 72 条：具体的なケースに対して、提示されている価格の正確な適用に関して、あるいは建設価格体系（PRECONS）が規定するその他の点に関して、書面による異議やクレームが表明された場合は、建設省が見解を表明するものとする。建設サービスに関する技術的規準や手続きに関する異議・クレームに関しては、建設省の見解が最終的なものとなる。

第 73 条：建設省の見解に対して全面的または部分的に納得できない場合は、建設サービスに対する技術的規準や手続きに関する問題を除き、書面で異議の根拠となる考察を財務

価格省に提出することができる。同省は考察されているあらゆる要素を検討し、遵守が義務付けられる最終的な見解を表明する。見解は建設省へ発送されるものとする。

第 11 章：建設価格体系 (PRECONS) の変更と例外

第 74 条：本説明書で定められている事項の変更と例外の適用は、まず申請者がその根拠を提示することから出発し、財務価格省によって承認されなければならないものとする。

変更あるいは例外適用の申請は、申請者によって管理機関である建設省に対し行われるものとし、申請書のコピーが財務価格省へ提出される。

いかなる場合においても変更または例外適用の申請は建設省によって検討されるものであり、建設省は申請書を受理してから 30 日以内に、申請された内容に関する同省の意見書を申請書に添付して財務価格省へ提出する。

第 75 条：一般的な性格の例外あるいは変更については建設省が行うものとし、こうした変更・例外が更新された新たな建設価格体系 (PRECONS) に盛り込まれるまでは、現行の建設価格体系 (PRECONS) が維持されなければならないものとする。

第 12 章：建設価格体系 (PRECONS) の作成

第 76 条：建設価格体系 (PRECONS) に関わる文書の作成は建設省によって行われるが、2つのタイプが設定されている。

- ・それぞれの巻に分かれた印刷版
- ・電子版。これは価格リストと指標リストのデータベースに加え、その他、プログラム化されフォーマット化された建設価格体系 (PRECONS) に関わる文書を管理・利用する目的で作成されたものである。

第 77 条：建設省は建設価格体系 (PRECONS) の補足として各版の末尾に、費用の適正な形成に寄与する輸送費その他に関する現行の規制を掲載・提示することができる。

第 78 条：建設省は建設価格体系 (PRECONS) に関する情報サービスを提供すると共に、国内における現行の価格規制をケースに応じて適用し、国内通貨及び自由交換通貨で表示した建設価格体系 (PRECONS) の更新を行う任務を負うものとする。

付属文書 1 用語及び定義

本付属文書で定義されている用語は PRECONS (建設価格体系) に関する文書の中で使用されているものであり、一部は文書の中で明確に定義されていない用語である。

1. 生産設備：部分的あるいは全体的技術プロセスを実施する一連の機械や装置、用具及びその他、固定、組立て、接続を行う設備を指す。全般的な生産プロセスのうち、統合的な性格を持った部分プロセスを実施する設備や、補助的な性格を持った完全に独立したプロセスを実施する設備が含まれる。生産設備は建設工事の様々な対象に使用される可能性があり、工事の対象が建造物または建造物に類するものに相当するのと異なり、工事の技術的な部分または設備に相当する。
2. 保証書：実施された作業、その評価及び、その他契約書において取り決められた条件に基づき実施された建設サービスに関する事項について保証した文書。これは承認された後、建設請負業者が請求を行う際の根拠となる文書である。
3. クライアント：投資プロセスの関与者によって実施されたあるいは提供された、建設サービス及びその他投資の実行に不可欠なサービスに対して、申請、契約、支払いを行う法人。クライアントは契約されたサービスを監督・管理し、自らの義務を遂行する責任がある。
4. 建設請負業者、工事施工者：建設、取付け及びその他の種類の建設サービスを行う団体や組織であり、投資上の必要やクライアントの要望によって他の業者と下請け契約を行ったり、他の業者を指揮したりすることが認められている。

5. 建設：新たな建物、施設あるいは建造物を造ることを目的とした作業（機材の組み立てを除く）並びに、既に存在する建物や施設、建造物において、増築や改築、改修工事、補修、修理等の目的で行われる作業。また、建設作業において必要となる建造物及び建造物の一部の解体も含まれる。
6. 相談：文書を検討する必要のない問題や、建造物・設備に関係のない問題に関して意見を求める質問。これらはクライアントまたは相談者に対する説明によらないならば、口頭で表明される。
7. 建設工事機材：生産プロセスに介入するまたは生産プロセスの一部となる可能性がある機械、装置、道具及びその他類似のものを指す。これらが正常に機能するためには、小型のものであるか否かに関わらず、設置される、あるいは、取付けられることが必要である。設備は設置されれば機能する。すなわち、任務を果すことができるよう、技術的フローまたは体系の中で必要な機能を果す。
8. 建設機材：建設請負業が請け負った建設作業やサービスを実施するために使用する手段。建設機材、輸送機材及びその他建設作業やサービスに必要な特殊機材がこれに含まれる。
9. 仕様書：設備、手段、資材及びあらゆる種類の作業についての質及び技術的特徴を規定した企画、設計、エンジニアリングについて書かれた書類。また、企画図や設計図等で示されていないあらゆるデータも含まれる。
10. 段階：建設工事の対象あるいは生産設備が、実施プロセスの論理的順番に従って分解された各段階を指す。各段階は作業の類似性によって互いに関連する一連の可変費用を集合的に含んでいる。
11. 概念化段階：基本的なエンジニアリングあるいは基本的な設計が確定する前の段階で、企画、設計、エンジニアリングに関する技術的な参考資料を調査・検討する段階を指す。一般的に、概念的あるいは暫定的アイデア段階、草案あるいは詰めの段階、技術的設計段

階及びその他の段階が含まれる。これらは建設工事対象の種類によって企画、エンジニアリング・設計の段階に含められる。

12. 設備：技術プロセスを行うことを目的とした一連の機械、装置、しくみ、資材や生産物及び、その他設置、組立、接続を行う道具を指す。また、生産プロセスあるいはサービスの中で、統合的または補助的な性格を持った部分プロセスを実施する設備も含まれる。

13. 組立て：詳細なエンジニアリングまたは作成された実施書に基づいて、設備、機械及びその他の工学装置・ハイテク装置を付属品共々、設置、固定、連結するための一連の作業を指す。これには、特定の建設工事の対象に必要なあらゆる装置、手段、機材及び付属品を設置、固定、連結するための作業が含まれる。

14. 建設工事の対象：投資を構成する建物あるいは建造物である。この投資とは特別な役割と明確な具体的境界が認められるもので、この具体的境界に従って、予算と文書を備えているものを言う。建設工事の技術的な部分に相当する生産設備とは異なり、建設工事の対象は土木工事部分を含んでおり、技術に関わらず、照明、一般用コンセント、水洗トイレ等、各建物固有の設備も建設工事の対象に含まれる。

15. 建設工事：建設及び取付け中の一連の建設物（建物）及び生産的設備（設備）にかかるもの

16. 価格規準または予算規準：建設及び取付けに関する3つの生産要素である資材、労働力及び建設設備の使用について、具体的な量を抑制する規準であり、変動支出項目の算出を統一するために必要である。

17. 調達価格：プロバイダーの倉庫からの出庫時引渡し条件での製品、材料、プレハブ式部品あるいはその他調達物の測定単位による価格を指す。

18. 建設価格：直接費用、間接費用及び利益から構成される建設の対価。建設価格は建設サービスの予算を形成する要素である。

19. 建設サービスの予算：建設サービスの予算とは、建設工事を構成する各部、建設工事の対象物、生産設備及び、その他建設請負業者が建設サービスを実施しクライアントとの契約を遵守するために実施される作業を評価した結果得られる見積りである。契約書で取り決められた補足的条件または特定条件も盛り込まれる。

20. 企画機関：企画、設計、エンジニアリング、コンサルタントといった専門的サービスを提供する機関あるいは団体のこと。クライアントの要望により工事の必要上から、応用工学調査サービスも含めて、他のサービスを下請け業者へ委託したり、指揮することができる。

21. 投資のための企画、エンジニアリングまたは設計：これらは企画機関が自らの専門及び知識に基づき、投資及び投資の一部を実行するために、投資プロセスの関与者に対して提供する、各種の関連専門技術サービスを指す。「企画」及び「エンジニアリング」という用語は、建造物及び工事対象物・設備への投資にかかる企画・エンジニアリングの専門的サービスに使用されるのに対し、「設計」は建造物、不動産、標準的手段、設備及びその他これらに類似するものの内部及び外部の投資に使用される用語である。これらの専門的サービスは、現行の規準によって規定されている範囲と内容における文書と図表による書類の作成から構成されている。こうした書類の作成は各段階に分けて行うことができる。また、投資実施以前の段階や実施後の段階、あるいは投資目標の展開段階、現段階が含まれていることも可能である。

22. 再建：建物、設備及びその他の既存物において、あるいはそれらの一部において、その使用価値を取り戻す、または有効期限を延長する目的で建て替える作業、すなわち全体または部分的に構成要素を新しく建てるために行われる作業を指す。

23. 改修工事：使用不能あるいは住めないと宣言された建造物、設備及びその他の物に、元来の用途あるいは別の用途に必要な条件を再び整える行為を指す。

24. 改造または改装：既存のものに対して行われる作業で、作業時の時代及び技術的發展

に合わせデザインを変えたり、造りを変えたり、技法、技術、機能を改良したりすることを指す。

25. 修理：傷んだり消耗した部分や要素を修理したり取り替えたりするために、使用中の既存のものに対して行われる作業を指す。性格に応じ、一部のみ修理する場合もあれば、修理が全体に及ぶ場合もある。

26. 修復：建造物であろうと設備であろうと、歴史的な価値や環境上の価値、建築的な価値、あるいはその他の種類の価値があるものに対して行われる作業で、それらのものが有する元来の特徴を真正なる厳格な要件に基づき保全する、あるいは、取り戻すために行われるものを指す。

27. 建設サービス：企画・設計・エンジニアリングの専門文書によって規定された技術的・経済的明細を具体的な物質的目標に変えるために、労働、資材、設備を結集して、建造物を建設したり取付けたるために必要なサービス。クライアントと建設請負業者の間で取り決められた事項に基づき、投資プロジェクトの実施と関連する他のサービスが含まれる可能性もある。

28. 時間当たり料金または時間の単位による料金：時間毎あるいは期間毎に、また、建設サービスや技術サービスを実施するために必要な資源毎に、一定の金額を取り決め請求することによって、特定の労働またはサービスの価格を決定するために用いられる計算方法による料金を指す。

(表)

(表)

付屬文書 2 可變費用 以建設價格計算方法
 Anexo No. 2 PROCEDIMIENTO PARA EL CALCULO DEL PRECIO DE CONSTRUCCION POR RENGLON VARIANTE

可變費用

構成要素の公式 ELEMENTOS COMPONENTES Y SU FORMULACION 名称 算価			FORMULACION EN FUNCION DE LOS COSTOS DIRECTOS DE MATERIALES, MANO DE OBRA Y DE USO DE EQUIPOS
No.	Denominación	Equivalencia	
C1	Costo Directo Material		C1
C2	Costo Directo de Mano de Obra		C2
C3	Costo Directo de Equipos		C3
C4	Medios Auxiliares y Pequeño Material	3% de C1+C2+C3	0.03(C1+C2+C3)
C5	Costo Directo Total	C1+C2+C3+C4	1.03(C1+C2+C3)
C6	Costos Indirectos	12.9% de C5	0.13287(C1+C2+C3)
C7	Costo Total	C5+C6	1.16287(C1+C2+C3)
C8	Utilidad	20% sobre Costo de Elaboración	0.232574(C2+C3)
C9	Precio	C7+C8	1.16287(C1) + 1.395444(C2+C3)

直接材料費、人件費
設備使用費に於ては
此の公式

直接材料費
直接人件費
直接設備費
補助的半費
小項目
直接費合計
間接費
総費用
利益
価格

加工費 20%

加工費

COSTO DE ELABORACION:
 $C2 + C3 + 0.03(C2 + C3) + 0.13287(C2 + C3) = 1.16287(C2 + C3)$

付属文書3: 一般建設工事予算の例
Anexo No. 3 EJEMPLO DEL PRESUPUESTO GENERAL DE LA OBRA

ELEMENTOS COMPONENTES Y SU FORMULACION		
No.	Denominación 名称	Equivalencia
C1	Costo Directo Material; 直接材料費 • Suministros Asociados • Suministros Bajo Especificación	C1
C2	Costo Directo de Mano de Obra 直接人件費	C2
C3	Costo Directo de Equipos 直接設備費	C3
C4	Medios Auxiliares y Pequeño Material	3% de C1+C2+C3
C5	Costo Directo Total 直接費合計	C1+C2+C3+C4
C6	Costos Indirectos 間接費	12.9% de C5
C7	Costo Total 費用合計	C5+C6
C8	Utilidad 利益	20% sobre Costo de Elaboración
C9	Precio Total por RV de las Partidas que forman parte de los precios de la Construcción de la obra	C7+C8
P1	Presupuesto Independiente de Facilidades Temporales	P1
P2	Presupuesto Independiente de Gastos de Transportación	P2
P3	Presupuesto Independiente de Otros Gastos Adicionales	P3
P4	Presupuesto Independiente de Gastos Bancarios	P4
P5	Presupuesto Independiente de Seguros	P5
P6	Presupuesto Independiente de Imprevistos	P6
P7	Otros Presupuestos Independientes	P7
P8	Total Presupuestos Independientes que no forman parte de RV de los Precios de Construcción de la obra	P1+...+P7
T	Valor Total del Servicio de la Construcción de la obra	C9+P8

構成要素とその
公式
等価

加工費の20%

建設価格
構成可変費用
合計
臨時設備独立予算
輸送費独立予算
木材の貯蔵費独立予算
貯蔵の支払費用独立予算
材料分岐計算
測の出費独立予算
その他独立予算
建設価格の変動
構成し
独立予算

建設サービス単価

24/F